西宮市公共サインデザインマニュアル策定・夙川公園公共サイン再配置設計等業務

特記仕様書(案)

1. 業務名

西宮市公共サインデザインマニュアル策定・夙川公園公共サイン再配置設計等業務

2. 業務の目的

現在本市の道路や公園などの公共空間では、注意喚起や案内誘導、啓発など様々な看板類の乱立が、街の美観を損ねる要因となっており、またその効果も疑問である。そのため、サインの計画的な配置と統一的なデザインを実現することで、街の美観向上を図ることが必要不可欠となっている。

本業務は、これまでの実態調査や先進事例を基に、公共が設置しているこれら既存の立看板を、都市サイン体系の中で恒久的に設置すべきものと緊急または臨時に設置すべきものに仕分けを行い、配置のあり方やデザインの原則、標準デザイン、設置ルールなどを定めた「公共サインデザインマニュアル」を策定するものとする。

併せて、モデル事業として本市を代表する公園である夙川公園で、サインの再配置計画と 設計を実施する。

3. 契約期間

契約締結日翌日から平成29年3月31日まで

4. 業務の概要

(1) 公共サインデザインマニュアルの策定

事業対象敷地 西宮市内全域

(2) 夙川公園公共サイン再配置設計業務

事業対象敷地 西宮市相生町、松生町、南越木岩町、石刎町

大井出町、結善町、名次町、北名次町 の各一部 (別添図①参照)

(3) JR福知山線廃線敷案内誘導サイン設計業務

設置予定箇所 JR西宮名塩駅・生瀬駅から廃線敷入口までの道中(2 箇所程度)

※設置箇所は、本市から指示する。(別添図②参照)

5. 業務内容

(1) 業務内容

① 公共サインデザインマニュアルの策定

①-1 前提与件の把握と整理

過年度調査や先進事例を基に、サインデザインの適正化に向けた課題を分析し、指針策定に向けた検討の方向性を明らかにする。

- ・前提与件の把握
- ・課題と検討方策の整理
- ①-2 対象施設毎のサインの体系化と記載事項の整理

西宮市都市サイン整備基本計画設計業務報告書(平成3年3月)、西宮市防災サインシステム(報告書)(平成26年3月)の都市サインの体系の記述を基に、対象となるサイン施設類を機能・用途別(案内・誘導・記名・告知(解説・注意)など)に類型化し、本マニュアルの対象とする施設の体系を明らかにする。

体系化された対象ごとに、表示要素や機能等の共通項目を整理し、各種表示要素の 統一化・標準化に向けて、記載事項の検討と整理を行う。

- ・各種サイン類の分類と整理
- ・対象施設の体系化と整理
- ・必要な記載事項等の整理
- ①-3 設置ルールの設定

効果的な公共サイン掲出に向けた恒久的サインの設置方法の原則や、やむを得ず立 看板を設置する場合のルールの設定を行う。

①-4 表示要素の構成検討と表示基本デザイン立案

対象施設の表示要素(色彩・基本レイアウト構成・図記号など)について基本的な サインデザインの方針を立案し、体系化により分類された対象施設ごとのデザイン指 針を基本デザイン図としてまとめる。

ピクトグラムについては、交通エコロジー・モビリティ財団の「標準案内用図記号 ガイドライン」を基に、使用対象ピクト等の精査を行う。

- ・色彩方針・レイアウト方針等の検討
- ・図記号(ピクトグラム等)の検討と立案
- ・サイン表示基本デザイン図の作成
- ①-5 公共サインデザインマニュアルの編集

①-2、①-3 の検討結果を基に、「公共サインデザインマニュアル」の冊子構成を検討し、原稿図版データの作成を行う。

- ・デザインマニュアル構成編集
- ・マニュアル原稿図版データの作成

- ①-6 市民啓発素材案 (パンフレット・HP等) の作成
- ② 夙川公園公共サイン再配置設計業務

以下の項目について、①-2、①-3の検討結果を受けて、①-4と同時並行で業務を進めるものとする。

②-1 再配置計画

対象サインの再配置計画図を作成し、必要数量の算出を行う。

- ・配置計画図の作成
- ②-2 総合利用案内サイン設計

公園の総合案内のためのサイン設計を行う。総合地図、利用案内等の表示標準設計 データの作成を行う。

- ・ベースマップデータ編集
- ・サイン構造図の作成
- ・サイン表示設計
- ・単位数量計算書の作成
- ②-3 マナーサイン・トイレ案内サイン・方面案内サイン設計

恒久的に設置するサインとしてマナーサイン (利用案内・注意喚起)、トイレ案内サイン及び、方面案内サインの設計を行う。

- ・サイン構造図の作成
- ・サイン表示設計
- ・単位数量計算書の作成
- ②-4 シーズン情報サイン設計

花見シーズンなど期間限定の差込式サインの設計を行う。筐体設計は、汎用品によるものとし、表示設計のみを行う。

- ・サイン表示設計
- ・単位数量計算書の作成
- ②-5 歴史案内サイン設計

夙川公園の歴史案内のためのサイン設計を行う。歴史案内等の表示標準設計データ の作成を行う。

- ・歴史情報の編集
- ・サイン構造図の作成
- ・サイン表示設計
- ・単位数量計算書の作成
- ②-6 公園樹木説明サイン設計

公園内の樹木説明サイン(樹種10種程度)の設計を行う。

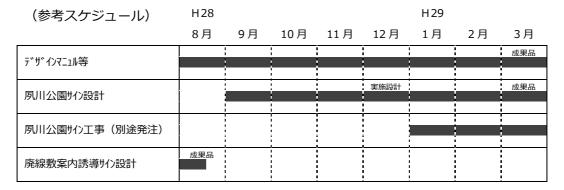
- ・サイン構造図の作成
- ・サイン表示設計
- ・単位数量計算書の作成
- ②-7 工事費の算出(見積り徴収)
- ③JR福知山線廃線敷案内誘導サイン設計業務

廃線敷入口までのルート及び利用案内のためのサイン設計を行う。設置箇所は本市の 指示による。

- ・サイン構造図の作成
- ・サイン表示設計
- ・数量計算書の作成
- ・工事費の算出(見積り徴収)

(2) 留意事項

夙川公園内公共サインの設計において平成 28 年度サイン(マナーサイン・トイレ案内サイン・方面案内サインの一部)工事発注分については、平成 28 年 12 月中旬に発注用設計図書を提出すること。また、JR福知山線廃線敷案内誘導サイン設計は、8 月下旬までに成果品を提出すること。



6. 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗に関して、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 原則として再委託は禁止とする。

7. 業務関係書類

本業務を行うにあたって以下の書類を提出すること。

① 業務計画書

受託者は、次の事項を記載した業務計画書を契約締結後7日以内に本市に提出し、承認を得ること。

- ア 業務実施方針
- イ 業務実施体制及び組織図 (業務従事者の一覧表及び経歴、業務分担表を含む。)
- ウ業務工程表
- エ その他本市が必要とする事項
- ② 打合せ記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と本市は打合せを行い、業務方針の確認、 条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。記録は、 Word 形式(A4 縦型)で速やかに作成し、相互に確認した上で、本市に提出すること。

8. 成果品

- (1)業務が完了したときは、所定の業務完了届及び成果品を提出し、本市の検査を受けること。 検査において、本市から訂正等を指示された場合には、直ちにこれを訂正すること。
- (2) 業務完了期限前であっても、本市があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。
- (3) 業務完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市の指示に 従いこれを是正すること。
- (4) 本業務における成果品は以下のとおりとする。

| ① 5 (1) ①-1 から①-3 に係る報告書 | 2部 |
|---------------------------|----|
| ② 5(1)①-4 に係るデザイン案 | 2部 |
| ③ 5(1)①-5 に係るデザインマニュアル | 2部 |
| ④ 5(1)①-6 に係る素材案 | 2部 |
| ⑤ 5 (1) ②-1 に係る報告書 | 2部 |
| ⑥ 5 (1) ②-2 から②-6 に係る設計図書 | 2部 |
| ⑦ 5(1)②-7 に係る見積書 | 2部 |
| ⑧ 5(1)③に係る設計図書・見積書 | 2部 |
| ⑨ 上記の電子データ(CD-R等の電子媒体) | 1部 |
| | |

※①から⑧までのデータについては、以下の形式によること。

- ア 文書: Microsoft Word(2007)形式、Microsoft excel(2007)形式 又は Adobe Illustrator 形式
- イ 表、グラフ: Microsoft excel(2007)形式又は Microsoft PowerPoint(2007)形式 又は Adobe Illustrator 形式
- ウ 写真データ: JPEG 形式
- エ CAD データ: Auto CAD で正常に出力可能な形式
- オ サイン版下データ: Adobe Illustrator 形式
- カ デザインマニュアル原稿: Adobe Illustrator 形式又は Adobe InDesign 形式
- ⑨その他必要な資料
- (5) 本業務に基づいて作成された成果品は、すべて本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、 貸与または使用等をしてはならない。

9. 支払い条件

業務完了後、一括払いとする。

10. その他

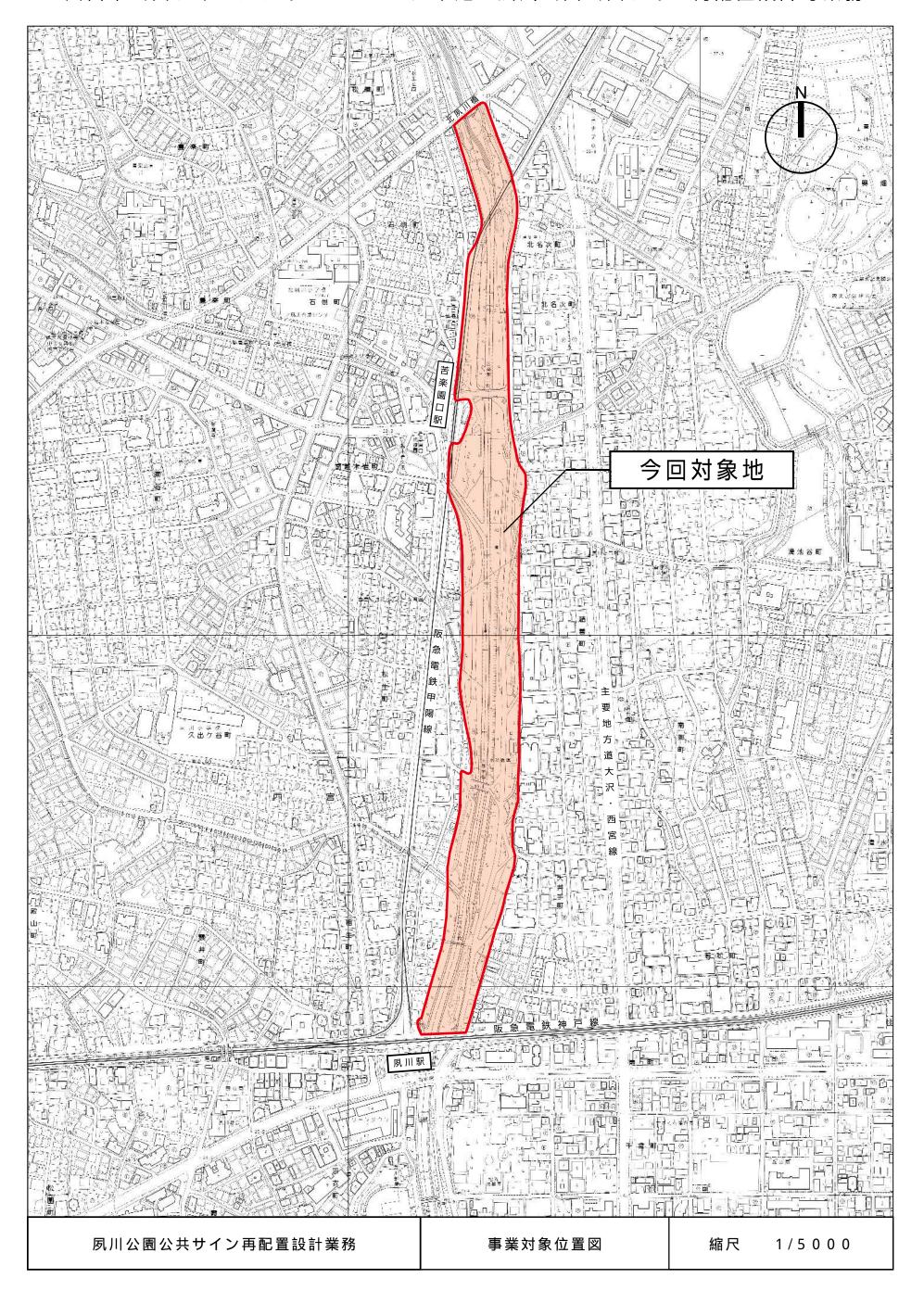
- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務実施に関し疑義が生じた場合は、本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (2) 受託者は、本業務の実施過程で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。
- (3) 本市が所有し業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとする。なお、貸与された資料はリストを作成のうえ提出し、 業務完了後速やかに本市に返却するものとする。

11. 貸与資料

- ・西宮市都市サイン整備基本計画設計業務報告書(平成3年3月)
- ・西宮市防災サインシステム(報告書)(平成26年3月)
- ·市内公共立看板調査結果(抽出)
- ・夙川公園公共サイン調査結果(業務範囲全数)
- ・サイン設計に必要な地形図データ(DWG形式若しくは、DXF形式)

以上

西宮市公共サインデザインマニュアル策定・夙川公園公共サイン再配置設計等業務



西宮市公共サインデザインマニュアル策定・夙川公園公共サイン再配置設計等業務

